

# かぎた 美智子

Kagita  
Michiko



# かぎた 美智子

MICHIKO KAGITA

昭和35年1月1日

近畿大学附属高等学校 普通科 卒業

大阪デザイナー学院服飾科 卒業

国際エステティック連盟 INFASchool日本校 卒業

資格

ホームヘルパー 2級

職歴

西奈良中央病院 訪問介護課  
株式会社RoundKey 代表取締役



旧奈良監獄

「きたまち」のエリア内では、長年地元で愛されたスーパーが今月閉店されることに加え、南都銀行の手貝支店が来年の令和5(2023)年10月に本店営業部に移転、共同店舗化されることが発表されました。市議会12月定例会では、奈良監獄・鴻ノ池運動公園の都市整備計画におけるまちづくりについて現在の進捗状況を一般質問し、きたまちエリアの活性化を地元自治会の意見を集約して官民で取り組むことを要望しました。

## きたまちエリアの活性化、官民で

せるだけでなく広域な観点から市民が幅広く利用できるような、機能を向上させる必要があるとし、市の考えをたどりました。

市は「鴻ノ池運動公園の市民の利便性向上に努めていくとともに、全体的整備計画を検討した上でスポーツ施設としての利便性の向上や公園としての機能を向上させる整備を検討していきたい」と答弁しました。

事から内閣府とも協議を進めている状況」と説明。鴻ノ池運動公園は、奈良市西部地域と京都方面との結節点でもありスポーツ施設としての利便性を向上させたいと答弁しました。

市は「奈良監獄保存活用事業については文化財ホテルの令和5年の開業に向けて耐震工事を実施中で、新設の拘置所についても令和4年の運営開始になると聞いている。旧奈良監獄と隣接する鴻ノ池運動公園のリニューアルを含むエリア全体の基本計画については昨年度に作成したたたき台をベースにその具体化に向けた協議を進めている。官民連携が重要となると考えている。地方創生事業として交付金採択の可能性もある

### 新斎苑問題

## 市長への損害賠償放棄議案 市民や司法の意志尊重し反対

奈良市が建設している新斎苑(火葬場)の土地取得額が高すぎるとして、市民団体が仲川元庸市長への損害賠償を求めた訴訟は、市長の裁量権の逸脱を認められた高裁判決が確定しました。これを受けて市は、仲川市長への損害賠償の放棄を求める議案を臨時議会に提出し、議会は賛成少数(賛成6、反対32)で否決しました。市議会の鍵田美智子は、この議案に対して反対しました。市議の説明責任に基づき反対理由をご報告いたします。

市民団体の訴えは、鑑定額約5339万円の新斎苑建設用地を市が約1億6772万円で購入したのは違法として、奈良市長と元地権者2人に損害賠償などを



来年に本店営業部に移転共同店舗化することが発表された南都銀行手貝支店

周辺自治会から混雑緩和を解消するための周辺整備を求める要望書が市に提出されています。これについて市は「要望を踏まえエリア外も含めた

たことを受けたもので、市は仲川市長への債権放棄を市議会に求めました。

この議案に反対することを決めたいくつものポイントを一覧参照してください。説明いたします。まず1つ目は、市民団体が訴え、確定したこの司法判決を尊重するということを明確にすべく、この立場から反対との結論に至ったということです。

最高裁が市の上告を退け、高裁判決が確定した以上、これを否定し、市長の債権放棄を市議会が認めることになる、司法の在り方

広い範囲での駐車場の確保などアクセスの向上を検討し、住宅地や通学路の交通安全対策についても同時に進めていきたい」としました。

銀行支店の移転、商業施設の閉鎖を受けたきたまちの今後の活性化については、旧奈良監獄周辺エリアのまちづくり基本計画の具体的な方針が明らかになるところが待たれます。この点のビジョンを早期に示していくことを求めました。

また鴻ノ池運動公園周辺には黒髪山キャンプ場やサイクリングロードがありま

とにもつながります。2つ目に、市長元地権者の計3人に対する損害賠償の責任が認められた判決について、市の市長のみ、チャラにしようとする債権放棄案は、公平性や公正性を欠く上、これも司法の判決を否定することにつながります。

3つ目は、新斎苑建設予定の土地を、鑑定額よりも高い金額で購入することを決めた市長の判断について大阪高裁が「裁量権を逸脱している」と認定し、違法性を認めたことにあります。市の新斎苑用地の取得手法が違法と司法に認められ、七条地区で今後建設を予定しているクリーンセンター(ごみ焼却場)の用地取得などに反省点を活かしていく必要があると考えます。市議会として用地取得の価格の整合性をチェックしてまいります。

### 市長への損害賠償の放棄を求める議案

## 反対のポイント

- ✓ 市長の債権放棄を市議会が認めることになると、司法の在り方そのものを否定することにもなる。これを認めて可決すると今後の「乱発」を誘発することにもなりかねない。
- ✓ 市長、元地権者の計3人に対する損害賠償の責任が認められた判決について市長のみ債権放棄案は、公平性や公正性を欠く。
- ✓ 鑑定額よりも高い金額で購入することを決めた市長の判断について大阪高裁が「裁量権を逸脱している」と認定し、違法性を認めている。